

監査

平成 22 年度補助団体監査結果公表

■問い合わせ 大崎町監査委員室 ☎ 476-1111 (333)

平成 22 年度補助団体監査結果公表

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき補助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果を公表する。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

名 称	社団法人大崎町シルバー人材センター
範 囲	平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの事業のうち、事業運営補助金に係る出納その他の事務の執行について
補助金の名称	シルバー人材センター事業運営補助金
補 助 金 額	11,000,000円 (5,000,000円) 平成 21 年 4 月 14 日支払 (5,000,000円) 平成 21 年 5 月 14 日支払 (1,000,000円) 平成 21 年 6 月 12 日支払
補 助 の 目 的	高齢者の生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者に対して、臨時的かつ短期的な仕事を提供し、社会参加の促進及び就業機会の増進を図る。

(2) 監査の期間 平成 22 年 6 月 15 日

(3) 監査の場所 社団法人大崎町シルバー人材センター会議室

(4) 監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書及び預金通帳等の関係書類の提示を求め、シルバー人材センター関係職員より説明を聴取し、当該補助金が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

2 監査の結果

① 平成 21 年度の補助金の執行状況について監査の結果、補助金の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金は確実に収納されていた。補助金の使途については、事業活動支出の全般に配分されており、補助目的に沿って執行されていることを確認した。

② 会計経理に関する事務処理並びに帳簿及び証拠書類の整理は、適正に処理されていることが認められた。

3 監査意見

シルバー人材センターは、会員数 244 名(平成 22 年 3 月 31 日現在)、平均年齢 70.4 歳、就業率 100%の実績であり、高齢者の健康保持、生きがいづくり、地域社会貢献に大いに役立っているといえる。

また、事業の職種の見直しがなされ、平成 19 年度から一般就労者派遣事業も行っているところである。今後も事業の充実を図るとともに、仕事の受注拡大、会員の入会率向上に取り組み、自立したセンター運営と活力ある地域づくりの推進に寄与されたい。

平成 22 年 6 月 25 日

大崎町監査委員 四 本 庸 一
後 迫 哲 矢